

告示第161号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成26年3月31日

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 天満屋ハピータウン向島店
所在地 尾道市向島町字四軒島5532番地8外
- 2 変更した事項
小売業者の代表者の変更
(変更前) 株式会社天満屋ストア 代表取締役社長 橋本和雄
所在地 岡山市北区岡町13番16号
(変更後) 株式会社天満屋ストア 代表取締役社長 伊原木省五
所在地 岡山市北区岡町13番16号
- 3 大規模小売店舗の変更をする日
平成26年2月7日
- 4 変更する理由
代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成26年3月17日
- 6 届出書等の縦覧場所
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）
尾道市役所向島支所しまおこし課（尾道市向島町5531番地1）
- 7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 - (1) 期間
平成26年3月31日から平成26年7月31日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 時間帯
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 8 意見書の提出
法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1) 提出期限
平成26年7月31日
 - (2) 提出先
尾道市産業部商工課